

## 非行少年に関する研究

### II. 年少児童の殺人事例(1)

<部会員> 研究第5部 網野武博  
" 研究第6部 神田久男  
" 厚生省児童家庭局 下平幸男

#### I 研究の主旨と目的

触法少年等14歳未満のいわゆる年少非行児のうち、比較的的非行性、養護性の高い児童は、警察の判断によって児童相談所に送致されてくる。児童福祉法、少年法上のこの体制は、児童の健全育成という原理からみて合理的なものであるが、同時に児童相談所は、窃盗をはじめとして、乱暴・脅迫、傷害、放火、強盗、殺人に至る触法行為に対応して、その専門性を背景とした調査、判定、指導を行っていく役割を負っている。その実態は、「児童相談事例集」(註)などに詳しく紹介されている。

本研究では、年少非行のうちとくに殺人事例について焦点をあてた。殺人、傷害致死などの人を死に至らしめる行為は、その特異性と結果の重大性から世上の関心を集めることが多いにもかかわらず、この種の研究はわが国においては極めて少ない。このため、この問題の解明並びに予防のあり方を考える一助とするために、過去における14歳未満の児童による殺人、殺人未遂及び傷害致死に関する事例を集積、分析し、心理学的、社会学的並びに福祉学的に検討しようとするものである。

なお、今回の報告は、全国的調査を基にして若干の解析を試みたものであり、本研究の中間報告である。

(註) 日本児童福祉協会から毎年刊行され、昭和57年度で第14集を数える。とくに非行事例については、紀要第17集中「年少非行に関する研究第1報」306～310頁に事例が概観されている。

#### II. 研究の視点

年少児童の触法行為は、それがたとえ明らかに「殺人」(註)であるとしても、刑事責任は問われない。心身ともに変化、発達著しい時期に入ろうとする段階であ

り、自我形成の途上にあるこの時期においては、一般の触法行為はいうまでもなく、「殺人」であっても、思春期以降や成人のそれとは区別して考えられている。

とくに殺意の心理的機制については、発達心理学、犯罪心理学的にもまだ十分に解明されていない。Podolsky, E. <sup>(1)</sup> は、「人を殺した児童(16歳未満)の多くは動機を欠いているように思える。ある者は衝動を抑制できず、ある者は精神病的プロセスによるのかもしれない。児童の殺人については、その理由を解明しなければならない余りにも多くのことが残されている」と述べているが、今日においても、14歳以上の児童も含めて、児童の殺人に関する研究は必ずしもすすんでいない。

このため、殺人または殺人未遂を問われた年少児童の家庭的・社会的環境要因、動機、人格性などの心理・社会学的特徴をとくに検討する必要がある。

一方、一般に児童の殺人と称される行為の中には殺意はなくその攻撃行動の結果あやまって人を死に至らしめるという事例も非常に多い。しかし、人を殺害したという結果の重大性ゆえに、それが被害者とその関係者および世間一般の人々、マスコミなどの情報関係者に特異な反応、反響をもたらし、その児童に対する態度を大きく変容させる可能性を多分に持っている。この点で、加害者としての児童についてはその家族の福祉上の問題を生じさせることもある。この場合は、殺人、殺人未遂よりも傷害致死を問われた児童が主な対象となるので、これらの児童をも含めて、個々のその後の福祉的処遇と予後についてさらに検討を加える。

(註) 殺人は、刑法第199条(「人ヲ殺シタル……」)に定められており、殺害の意思あるいは殺害の目的をもって行われた場合に殺人又は殺人未遂とされ、刑法第205条(「身体傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル……」)に定める傷害致死と区別されるが、児童の殺害の事例では、区別なく殺人と表現されている場合が多い。

Ⅲ 過去の統計および研究

1 統計

これらの行為がみられた年少児童は、刑法により、殺人、殺人未遂、傷害致死の事件として司法警察が補導し、その殆んどは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当である」(註)児童として、児童相談所に通告される。警察庁の犯罪統計報告によれば、年少児童の殺人(殺人未遂を含む)及び傷害致死事件の補

導件数は表1のとおりである。殺人、殺人未遂の事件は、昭和24年から56年までの33年間に、全国で147件発生しており、傷害致死の事件は、昭和24年から統計に加えられるようになり、昭和56年までの10年間に18件が計上されている。

発生件数は、年によって変動があるが、殺人、殺人未遂の事件は、昭和20、30年代に比較的多く発生し、40年代には減少し、50年代にやや増加してきている。一般の殺人と同じく女児の発生件数は非常に少ない。

(註) 児童福祉法第25条

表1 触法少年による殺人(未遂を含む)傷害致死事件の補導状況

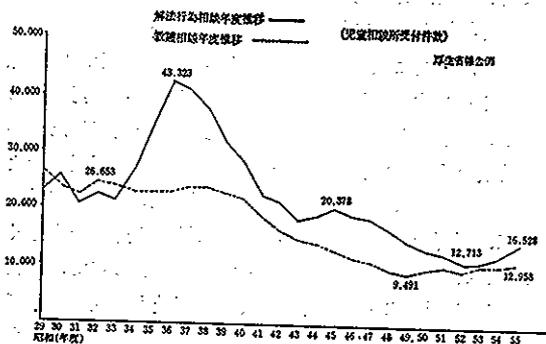
43年以降の( )内は女児の再掲

昭和	年	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56																							
殺人(含む未遂)		11	7	5	4	7	7	3	1	6	7	7	15	8	7	6	5	4	5	0	2	1	0	6	2	0	0	3	1	2	5	5	4	1																							
																				(1)			(2)					(1)		(2)	(1)	(1)																									
傷害致死		不 明																							3	4	2	1	0	0	2	4	1	1																							
計		殺人(未遂を含む)のみ																							11	7	5	4	7	7	3	1	6	7	7	15	8	7	6	5	4	5	0	2	1	0	6	5	4	2	4	1	2	7	9	5	2

(警察庁犯罪統計)

なお、通告を受理した児童相談所におけるこれらの児童のみを対象とした統計資料はないが、一般的な触法相談、教護相談の推移をみると、図1の通りである。

図1 児童相談所における非行相談の受付件数の推移



2 過去における研究

児童、少年の殺人に関する研究は、わが国ではきわめて少ない。第2次世界大戦後ではとくに年少児童のみを対象とした研究は、大塚ら<sup>(4)</sup>による「児童殺人の事例研究」による4事例の考察があるのみである。この研究では、3例が精神病質乃至性格偏倚と診断され、また3例に遺伝的には精神病の負因があり、年少児童の殺人の場合には、犯罪生物学的要因が大きく関与することが示唆

されている。また14歳以上の児童・少年による殺人の研究では、藤川<sup>(3)</sup>、岡崎<sup>(4)(5)</sup>、西塚<sup>(6)</sup>の研究などがみられる程度である。岡崎は、これらの少年による殺人の特徴として、動機としては嫉妬、けんか、口論、怨恨などが多く、また成人と同じく加害者の多くは男性であり、被害者では血縁者の占める割合が最も高く、女性の被害者の方が平均年齢が若いことなどをあげ、西塚は、女子少年の殺人の特徴として、嬰児殺、尊属殺、家族殺が多く、男子の特徴としての暴力的な犯行と対比的であることを指摘している。このような女子少年の特徴を含めて、大塚<sup>(7)</sup>は、「親の虐待、拒否・暴力の容認などといった不安定な家庭の問題と密接に結びついて、衝動的・攻撃的で抑制力の乏しい性格が形成され、これに対して被害者の言動が少年の固定した行動様式に対する障害となって迫り、結果として殺人に至る攻撃行動を誘発するといったパターンが多くみられる。粗暴な行動や性的な問題などの前駆症状がみられ、友人との喧嘩口論や不良集団との関連の中で発生しやすいが、周囲から全く問題がないとみられていた少年の理解に苦しむ行為とみられることもある。しかし、一般には、てんかん・精神分裂病・性格異常など精神障害との結びつきや家庭内の遺伝負因が多いこともあって、遺伝生物学的な要因の重要性も指摘されている」とまとめている。

なお、欧米諸国においては、未成年者の殺人にふれた研究は比較的多くみられるが、Adams, K. A.<sup>(8)</sup> は、従来の児童の殺人に関する文献を概観し、とくに殺人に至る動機づけについては、憎悪によって示される攻撃性は先天性、本能的なものではなく、児童の成熟の障害や児童のニーズに適合し得なかった環境的因子から生ずるデプレッションやフラストレーションによる反応であるように思われるとまとめている。

また、King, C. H.<sup>(9)</sup> は、平均14歳で殺人行為のみられた9人の事例を臨床的に分析し、環境とのコミュニケーションや環境への認知に失敗し、これを感情的に克服する手段として殺害という暴力が用いられるのではないかと述べている。

なお、研究報告ではないが、赤塚<sup>(10)</sup> は戦後のわが国の非行、犯罪にかかわる新聞報道等の諸資料を集積・分類し、その第一巻を最近発刊しているが、その中で昭和31年から昭和34年までに発生した少年殺人について警察庁「犯罪統計書」報告の内容を分析し、少年殺人犯の動機・原因についてまとめている。当然、何らかの怨恨・憤怒が動機・原因となっている例が非常に多いことが示されている。

#### IV 調査の方法・内容

今回の調査・研究では、年少児童の殺人、殺人未遂、傷害致死事例を警察署から受理する児童相談所を対象として可能な限り過去にさかのぼり集積する方法を用いた。調査の内容はつぎのとおりである。

- ① 児童の生年月
- ② 性
- ③ 事件発生時の住所（本籍地と同じ、または別）
- ④ 児童の生誕地（事件発生時の住所と同じ、または別）
- ⑤ 事件の種類
- ⑥ 事件発生時の児童の年齢
- ⑦ 被害者の年齢・性
- ⑧ 事件の概要（発生年月、場所、状況、被害者との関係、動機、背景、報道の有無、その他）
- ⑨ 児童相談所の受理年月
- ⑩ 受理回数
- ⑪ 受理先
- ⑫ 警察からの通告内容・希望する措置とその理由
- ⑬ 家族構成
- ⑭ 家族の経済状況
- ⑮ 生育歴・家族関係

- a 妊娠出産時の状況
- b 発育・発達状況
- c 家族間人間関係・ダイナミックス
- d 既往歴
- e 遺伝的背景
- ⑯ 心理学的所見（性格、情緒、適応性、知能、事件にかかわる心理ダイナミックス）
- ⑰ 医学的所見（精神、神経科的所見、その他医学的事項）
- ⑱ 児童相談所の処遇経過及び措置・指導等の方針
- ⑲ 処置
- ⑳ その後の経過・予後
- ㉑ その他特記事項

以上の内容について全国の児童相談所（162か所）に対して「児童相談所で取扱った触法少年による殺人（未遂を含む）、傷害致死の事例に関する調査」を依頼し、協力可能<sup>(註)</sup>と回答のあった24児童相談所31事例について調査を実施した。その結果、回答を得た31事例のうち、8件は、事件として非該当、年齢として非該当、内容が不明などのため研究の対象から除外し、23件、22名（同じ児童によって発生したものが1件あるため1名少ない）について、その内容を分析した。

（註）協力が不可能な理由としては、発生年月がきわめて古く該当事例や児童記録票を見出せないもののほか、近年に発生した事例のうち、社会的影響という観点から、資料を示せないものなどがある。

#### V 結果

##### 1 事件発生年・月

対象事例を事件発生年の年次別でみると表2のとおりである。最も古い事件としては昭和38年のものが1件あるが、過去10年以内に発生したものが80%近くを占めている。

表2 発生年・月

(昭和)年	件数	月	件数
38	1	1	1
39	1	2	1
40	1	3	0
41	1	4	6
42	2	5	1
43	4	6	2
44	4	7	3
45	1	8	1
46	1	9	2
47	3	10	3
48	5	11	1
49	3	12	2
計	23	計	23

るので、今回の内容は、近年の傾向を主として分析することとなる。

これを事件発生日からみると、4月に6件と比較的多く発生しているが、今回の事例からのみではその特徴を判断することはできない。

### 2 児童の年齢・性と事件の種類

年少児の殺人、殺人未遂の事件が19件と全体の8割以上を占める。これが13歳に多く発生していることは、表3にみるとおり今回の調査からも明らかである。今回の事例以外でも、幼児や小学校低学年に発生している例も珍しくはないが、今回の調査では10歳以下ではすべて殺人に問われていることが注目される。また、女兒によるこの種の事件の少ないことは、今回の調査でも明らかである。

表3 事件の種類、加害児の年齢別

( ) 内は女兒の再掲

	殺人	殺人未遂	傷害致死	計
13(歳)	3 a(1)	6	3	12(1)
12	1	1	1	3
11	2	1		3
10	2			2
9	2 (1)			2(1)
4	1			1
計	11 (2)	8	4	23(2)

a…このうち1件は、死体遺棄も問われている。

### 3 被害者の年齢

被害者の年齢を加害児の年齢と関連させてみたものが、表4である。低年齢の加害児による事件は、幼児が被害者となっていること、また、12、13歳の年齢では、心理的、体力的にみても、年下の児童だけではなく、年長者、成人に対しても行為が行なわれる例も、多くみられること、さらに被害者では男性が多いが、一方12、13歳の男児から年下の女兒が被害を受けやすいこと、などを今回の調査は示している。

表4 被害者の年齢層、加害児の年齢別

( ) 内は女性被害者の再掲

加害児	被害者				計
	幼児	学童	中学生	成人	
13(歳)	2(1)	3(3)	4	3(2)	12(6)
12		2(1)	1	1	4(1)
11	1(1)			1(1)	2(2)
10	2				2
9	2				2
4	1				1
計	8(2)	5(4)	5	5(3)	23(9)

### 4 被害者との関係

表5は、児童と被害者との関係についてみたものである。23例中3割にあたる7例が、血縁関係のある親族が被害者となっている。また、児童と既知の人が被害者となっている例は16件と、7割にのぼる。性別では、親族の被害者は1例(実母)を除きすべて男性である。

表5 被害者との関係

( ) 内は加害女兒の再掲

	被害者の性		小計	計
	男	女		
親族	親父	1	2	7(1)
	叔父	1(1)	1(1)	
	兄弟	2	2	
	弟	2	2	
知人	成人	1	1	9
	児童	5	3	
未知の人	成人	1	1	7(1)
	児童	3(1)	3	
計	14(2)	9	23(2)	

### 5 事件発生場所

事件が発生した場所をみると、表6のとおりである。その他の建物が最も多いが、その殆んどは昭和50年以降に生じている。また自宅で発生した6件の事例はすべて親族が被害者となっている。

表6 事件発生場所

	例数
自宅(敷地内を含む)	6 a
被害者宅	3
その他の建物	7 b
路 上	2
土 手(川)	2
そ の 他	2 c
計	22 d

a…自宅内5件、倉庫内1件

b…ビル内、ビル屋上各2件、アパート空室1件、学校1件、ビニールハウス1件

c…井戸1件、境内1件

d…同一事件(2名による)については1件としている

### 6 加害の方法

加害の方法を年齢別にみると、表7のとおり、凶器で刺す、首を絞めるという方法は、11歳以上の児童にみられ、一方、川、井戸、屋上から突落す方法は、10歳以下の児童によって自分より力の弱い児童を比較的容易に攻撃、殺害する方法として用いられており、4例とも加害児は殺人に問われたものである。

表7 加害の方法、年齢別

( )内は女兒の再掲

	首を絞める	凶器で刺す	殴る・蹴る・踏む	川、井戸へ突き落とす。突上から突き落とす	計
13(歳)	3	7(1)	3	1	14
12		2	1		3
11	3				3
10			1	1	2
9			1(1)	1	2
4				1	1
計	6	9(1)	6(1)	4	25(2)a

a…加害の方法が複数の事例があるため23件より多い

7 加害の直接動機

児童においては、人を死に至らしめた攻撃行為の直接

表8 加害者の直接動機、事件の種類別・年齢別

( )内は女兒の再掲

		年 齢 (歳)					事件の種類			計	
		13	12	11	10	9	4	殺人	殺人未遂		傷害致死
I	けんか、対抗、仕返し	2	1		2	1		3		3	6
II	いたづらなどを拒まれ・騒がれてかっとなり	3		1				3	1		4
III	暴力を加えられた家族をかばって	1(1)	1					2(1)			2 a
IV	弱い者にせっかん・暴力で仕打ち	1					1	1		1	2 b
V	そそのかされて	1		1					2		2
VI	うっ積した感情・不満のはけ口を求めて	2	1			1(1)		1(1)	3		4 c
VII	殺意をもって	2		1				1	2		3
	計	12	3	3	2	2(1)	1	11(2)	8	4	23

a……被害者は2件とも親族    b……被害者は2件とも幼い弟    c……被害者は4件とも未知の人

8 報道の有無

23例のうち、新聞などによって報道されたものは、表9のとおり18件にのぼっている。事例によっては、報道の内容や経過が地域社会と児童の家庭との関係、世論、児童相談所のその後の処遇方法などに何らかの影響を与えていることが示されていた。

表9 報道の有無

	件数
有	18
無	3 a
不明	2 b
計	23

a…殺人未遂3件  
b…殺人2件

9 受理先

これらの事例は、児童福祉法及び少年法に基づいて警察から児童相談所へ通告されるものが通例である。しかし、警察において、事件の内容、背景及び家庭の監護能力等を考慮して児童相談所に通告されない事例も稀れに

の動機や原因を明らかにすることは、必ずしも容易なことではない。結果の重大さにおどろき、おののいた本人が問いつめられて当惑する場合も多くみられる。今回の調査では、調査票に自由に記述してもらった内容をもとにして、表8のとおり、7項目に分類した。I~Vは比較的衝動的に行為に走ったものと考えられ、これらに該当する事例が全体の7割を占める。一方VI~VIIとくにVIIは、行為に至るまでの背景やその心理的ダイナミックスが比較的複雑なものと考えられるが、14歳未満の事例でも、今回の調査では約3割がこれに該当すると考えられた。この点で、むしろ殺人未遂の事例が殺意との関連で検討されるべきものが多く含まれている。

ちなみに、VI(うっ積した感情・不満のはけ口を求めて)に該当した4例の被害者はすべて未知の人である。

ある。今回対象とした23件のうち、1件は児童相談所への通告がなく、その後児童の発達上の問題で保健所から、事件の約5か月後に相談・通知があったものである。

10 児童の住所

これらの児童の家庭環境については、事件の直接的、間接的要因として種々考慮しなければならないものが多い。たとえば家族が、保護者などの転勤等のため住所が変りやすいような場合を除き、一定の地に長く居住しない傾向がある場合は、安定した家族生活の基盤に何がしかの問題がみられることが多い。今回の調査では表10の通り約7割以上の事例が、事件発生時、その生誕地と住所を異にしている。しかし、転居の回数や理由等は不明であり、明らかなことは言えない。

表10 児童の住所

	例数
生誕地と同じ	6
生誕地と別	16
（同じ市町村の別の地域	4
別の市町村	
別の都道府県	
	22 a

a……同一ケースについては1例としている（22例の場合には以下同じ）

11 親・きょうだいの状況

親・きょうだいの状況は表11・12のとおりである。事件発生時、約3分の1の児童が片親に育てられており、しかも、両親がそろっていても実父母に育てられていた児童は全体の半数を超える程度しかみられなかった。これを事件の種類でみると、殺人未遂の事例では、1名を除き実の両親をもつ児童はなく、実母のみの児童が3名であった。

表11 親の状況、事件の種類別

	殺人	殺人未遂	傷害致死	計
実父・実母	8	1	3	12
実父・継母		2		2
養父・実母	1			1
実父のみ	1	1		2
実母のみ	1	3		4
継母のみ			1	1
計	11	7	4	22

なお、きょうだいについてみると、8割以上の児童がきょうだいをもっているが、その中で殺人未遂の事例7名のうち6名がひとりきょうだいであり、1名が無しであった。

表12 きょうだいの状況

	例数
有り	18
（1人	9
2人	
3人以上	
無し	4
計	22

表13 家族の経済状況  
( )内は生活保護受給

	例数
中の上	1
普通	6
やや苦しい	4
苦しい	8(3)
不明	3
計	22(3)

12 家族の経済状況

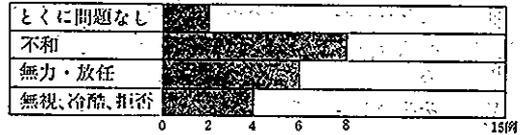
家族の経済状況をみると、表13のとおり家計の苦しい事例が最も多く、やや苦しい事例をあわせると全体の半数を超えている。生計維持の中心者となるべき父親が怠惰であったり、その役割を果たしていなかったり、父親不在などのため、家計が不安定である例が多くみられる。

13 家族関係

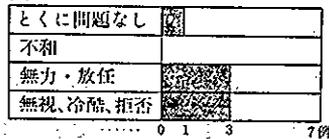
以上にふれた家庭及び家族の状況を背景とした児童の両親間、親子間及びきょうだい間の人間関係をみると図2のとおりであった。両親、片親の別にみると、まず両親のそろっている家族では、半数以上の事例に家族間の不和がみられる。とくに問題のみみられなかった事例は15例中2例にすぎない。また片親のみの家族をみても、両親の不和が原因となって離別している事例が多い。片親家庭においても、とくに問題のみみられなかった事例は7例中1例にすぎない。全体的には、親の無力・放任のみみられる事例が全体の4割を超え、親の無視・冷酷・拒否のみみられる事例も全体の3割を超えている。

図2 家族関係

(1) 両親 (実父・実母、実父・継母、養父・継母 15例)



(2) 片親 (実父のみ、実母のみ、継母のみ 7例)



14 児童の発育・発達状況と適応状況

一方、このような環境とのかかわりの中で、児童がどのような発育・発達状況であったのかを以下にみていく。表14にみられるとおり、今回の調査では、全体の3分の2以上の児童に、とくに発育・発達上の問題はみら

表14 児童の発育・発達状況

	例数
問題無し	15 (早産・仮死1)
問題有り	7
（問題行動	3 (仮死1)
発達の遅れ	
事故後遺症	
計	22

表15 児童の社会性からみた問題

	児童数	傾 向	該当児童数 (%)
幼 児	1	遊ばない	1(100.0)
小学生	7	学校での不適応 仲間はずれにされる 年下の子どもと遊ぼうとする	5(71.4)
中学生	14	友人・仲間がない 対人関係が浅いか、乏しい	9(64.3)
計	22	—	15(68.2)

れなかった。問題がみられた事例の内容は、発達の遅れ、幼児期の頃からの問題行動などである。

しかし、とくに問題が無いとされた児童を含めて、他の児童や学友との関係、いわゆる社会性の点から調査内容を見ると、表15のとおり、社会性の発達に何らかの問題をもつと思われる児童は全体の3分の2を超えている。このような対人関係や社会性における適応上の問題のほか、調査内容には心理的所見として、自我の未成熟、自我統制力の弱さ、欲求不満、劣等感情の強さなどが指摘されている例がやや多くみられた。

15 過去の触法行為

問題行動のうち、とくに触法行為が既に過去にみられたケースは、表16にみるとおり6例であった。中でも窃盗が最も多いが、誘かいも1例みられた。6例のうち半数は傷害致死の事例であった。しかしながら、全体の4分の3近くの児童が、過去とくに明らかな非行がみられなかったことを、今回の調査結果は示している。

表16 過去の触法行為、事件の種類別

( ) 内は女兒の再掲

	殺 人	殺人未遂	傷害致死	計
無 し	9(2)	6	1	16(2)
有 り	2	1	3	6 a
計	11(2)	7	4	22(2)

a……窃盗4件、暴力3件、わいせつ・悪戯2件、誘かい1件(重複あり)

16 知的状況

つぎに、児童の知的状況をみたものが表17である。殆どの児童は知能に問題がみられず、境界線上の児童、精神薄弱とされている児童は各々1名であった。しかしながら、学業の面で見ると、学業不振が明記されていた児童は、普通知の児童で4名おり、上知の児童は2名とも学業不振であった。

表17 児童の知的状況

( ) 内は女兒の再掲

	例 数
上 知	2 a
普 通	14(2) b
下 知	3 c
境 界 線	1 d
精 神 薄 弱	1
不 明	1
計	22(2)

a……学業不振2 (11歳以上)  
b……学業不振4 ( " )  
c……特殊学級1 ( " )  
d……特殊学級1 (9歳)

17 精神医学的所見

精神・神経科的所見とくに精神医学的所見をみると、表18のとおり、著見の無い事例が8割を超え、事件との関連が明らかにみられるものは3件と少なかった。しかし、今回の調査方法・内容上の限界もあり、つぎに記す行為の背景、心理ダイナミックスとともに、今後事例的、臨床的研究を必要とする。

表18 精神医学的所見

	殺 人	殺人未遂	傷害致死	計
著 見 な し	9(2)	6	3	18(2)
精 神 病 質 傾 向		1		1
E E G 軽 度 異 常			1	1
性 格 的 偏 倚	1			1
精 神 薄 弱	1			1
計	11(2)	7	4	22(2)

18 行為の背景、心理ダイナミックス

先きにふれた加害の直接動機は、児童の口述に基づいて判断しなくてはならない場合も多い。さらに事件の背景となる心理ダイナミックスについては、児童相談所における心理判定を通じて明らかになる場合、また不明なままに終る場合がある、今回の調査では、調査票に自由

表19 行為の背景・心理ダイナミックス、加害の直接動機別

	加害の直接動機							計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	
自我未成熟、衝動的、一過的	2		1	1		1	2	7
不満のはげ口、対人的悪感情	1		1		4	1		7
孤立、内向、劣等感の反動			1	3				4
問題行動(触法行為)の重なり	2							2
何らかの精神的問題	1	1					1	3
計	6	2	2	4	4	2	3	23

に記述してもらった内容をもとに、その深層や質までには立ち入らずに、表19のように5項目に分類してみた。むしろ、先きに分類した、加害の直接動機との関係では、Ⅶ(うっ積した感情・不満のはけ口を求めて)と、不満のはけ口・对人的悪感情とが、遠因、直接因ともに重なるように考えられるが、最も多い「自我未成熟・衝動的・一過的」から、「何らかの精神的問題」まで、動機との関連は、今回の調査だけではあまり明らかにすることはできなかった。

19 一時保護の有無

さて、これらの児童に関する通表20 一時保護の有無告・相談を受理した児童相談所における処遇についてみていきたい。

特異な事件による通告を受けた児童の場合、即日家庭から離し、正式の処遇方針を決定するまで一時保護する場合が多い。

	件数
有り	15
無し	3 a
不明	4
計	22

a……すべて家庭裁判所送致

今回の調査でも、表20のとおり不明を除くと15例が一時保護され、残る例はすべて児童相談所から家庭裁判所に送致されている。

20 児童相談所の処置(措置)

児童相談所における調査、判定等の結果、これらの児童に対してなされた処置(措置)は、表21のとおりである。施設入所措置が11例(うち教護院が10例)、在宅指導

表21 児童相談所の処置(措置)、警察の希望する措置別 ( )内は女児の再掲

	警察の希望する措置					計
	施設(教護院)入所	児童福祉司指導	一時保護	家庭裁判所送致	無し・他機関からの通知	
教護院入所	9		1			10
養護施設入所					1	1
児童福祉司指導	1	1(1)			1	3(1)
一時保護委託	1					1
面接指導				1(1)	2	3(1)
家庭裁判所送致	3			1		4
	14	1(1)	1	2(1)	4	22(2)a

が6例(うち児童福祉司指導が3例)、家庭裁判所送致が4例の順となっている。警察からの通告書には、児童の処遇についての意見が付されていることが多い。その内容では、施設入所を希望する例が非常に多く、児童相談所における処遇がこれと著しく異なる例は少ない。

児童相談所の処置方針としては、主に児童の教護等を通じた生活指導、行動の改善及び家庭環境の改善の二つの点が目標となっている。

21 児童相談所の処置(措置)後の経過と予後

処置(措置)後の経過をみると、表22のとおりである。当初の処置(措置)のまままで終結している事例は12例と半数を超える程度であり、何らかの措置変更がなされている事例は、家庭裁判所送致及び教護院入所措置の

表22 児童相談所の処置(措置)後の経過、年齢別、予後別

当初の処置(措置)	措置変更	年 齢 (歳)						予 後			計
		13	12	11	10	9	4	良好	不良	不明	
教護院入所	無し	4		1	1			5		1 d	6
	家裁→医療少年院	1				1			1 a		1
	一時保護→家裁→児童福祉司指導	1	1					2	1 b		2
養護施設入所	→児童福祉司指導						1	1			1
児童福祉司指導	無し	1	1	1				3			3
一時保護委託	→児童福祉司指導				1			1			1
面接指導	無し	2				1		1		2	3
家庭裁判所送致	→教護院	2		1				2		1 d	3
	→少年院	1							1 c		1
計		12	2	3	2	2	1	15	3	4	22

- a……家庭環境改善せず、本児の非行も重なる。
- b……教護院を無断外出、措置解除、帰宅後一時保護、その後非行が重なる。
- c……少年院退院後不明、22歳時殺人で逮捕
- d……調査時点で教護院に在院中である。

児童に多い。

しかしこのうち教護院や養護施設における教護・養護の効果を確かめつつ、家庭環境の改善をさらにすすめるために児童福祉司指導を行っているものも含まれており、当初の処置（措置）のままで終結している事例及び施設入所から児童福祉司指導へ措置変更した事例は、その予後も良好である。逆に、その後少年院や家庭裁判所に送致された児童の予後は良好ではない。

家庭裁判所へ送致された事例は4例であり、年齢は比較的高く、予後は良好、不良、不明に分かれる(註)。

表23 予後、年齢別、事件の種類別

( ) 内は女兒の再掲

	年 齢 (歳)						事件の種類			計
	13	12	11	10	9	4	殺人	殺人未遂	傷害致死	
良好	8(1)	2	1	2	1(1)	1	7(2)	4	4	15
不良	2				1		2	1		3
不明	2		2				2	2		4
計	12(1)	2	3	2	2(1)	1	11(2)	7	4	22

予後について詳しく見たものが、表22及び表23である。ここでふれている予後とは、児童相談所における処置（措置）に基づくその後の福祉的処遇について検討した上で判断したものである。児童の行動、性状ととくに問題がなく、あるいは改善され、家庭環境も事件当時よりは安定、あるいは悪化していない場合を良好とした。予後良好が全体の68%と、多くを占めている。とくに傷害致死の4例はすべて良好となっている。

(註) 不明の1例は、教護院に在院中であるが、審判はその後も継続され、最終審判では「非行なし」として、不処分の決定がなされている。

#### IV 考 察

##### 1] 14歳未満児による事件の諸傾向

今回の調査・研究の対象となった23例を分析すると、つぎのような点の特徴として指摘される。

14歳未満の児童による殺人・傷害致死の事例は、13歳の児童によるものが最も多く、我々の知り得る他の資料からみても、この傾向は確かなものであると考えてよい。性別で見ると、年少児の場合も女兒の事例が非常に少ないことは、他の年齢層の事例と同様である。

被害者との関係でみていくと、最も事例の多い13歳加害児では、年下の児童だけではなく、年長者、成人も被害の対象となっている事例が多く含まれている。心理的な関係及び身体面の発育（体格・体力）からみて、14歳

以上の児童の行為にきわめて類似してくる年齢であるといえる。一方、低年齢児（10歳以下）の事例では、当然自分より年下の、とくに幼児が被害者となっている。

このことは、殺害の方法からも特徴として示されている。即ち、首を絞める、凶器で刺す等の方法は、11歳以上の事例にしかみられず、低年齢児では突き落とす、踏みつけるなど、自分より力の弱い児童を比較的容易に攻撃し、殺害に至る方法を用いている。

児童の被害者との関係では、過去の14歳以上の児童の研究では、親族を始め友人、知人など既知の人が多く、とくに女兒では親類などが非常に多いことが報告されているが、今回の研究でも7割が既知の人であり、全体の約3割が親族であった。しかし、女兒の被害者との関係については、事例がきわめて少ないため、明らかにすることはできなかった。

事件の発生した場所は、建物内でのものが非常に多く、とくに自宅で発生した事例はすべて親族が被害者となっている。事件発生場所については、他の年齢層における研究においても資料や内容は少なく、十分な比較考察はできなかった。

##### 2] 事件の種類と加害の動機

以上の傾向を、事件の種類、加害の動機とくに殺害などに至る心理的機制と関連づけてみていきたい。12歳乃至13歳の児童による事件の種類は、殺人、殺人未遂、傷害致死に分れているが、10歳以下では、すべて殺人となっている。果たしてこれらの児童に如何なる内容の、またどの程度の殺意が存在していたかは、今回の研究からは解明できない。先にふれた殺害の方法が、極めて容易に、また明瞭に他人を死に至らしめるものであったことが、殺人と判断された背景にあることも十分に考慮しなければならぬのではないだろうか。これら低年齢児の行為の直接動機が、一例を除いてけんか、対抗、仕返しなどの衝動的行為と推定、判断されていることまた、生じた重大な結果におどろき、おののいた事例が多かったことから、殺意との結びつきについては疑問な点が見られる。

一方、13歳の児童による事件は、その直接動機が衝動的に行為に走ったものから、行為に至るまでの背景や心理的ダイナミックスが複雑に絡んでいるものまで、に広がっており、また加害の方法も多様であり、それらの点が、事件の種類が殺人、殺人未遂及び傷害致死とされる事例までみられることと関係していると考えられる。

11歳以上の事例では、明らかに殺意があったとされている事例が含まれている。また、うっ積した感情のはけ口を求めてなされたとしてされている事例の被害者は、すべ

て児童とは未知の人であった。このような傾向は、14歳以上の、あるいは成人にみられる事例と共通しているものがある。

児童の心理機制を理解し、また非行性の程度を判断し、福祉的処遇をはかる上で、以上にふれた点は、さらに検討する必要があると考える。

### 3. 事件の背景・原因

このような事件が起きた背景をみていくと、今回対象となった事例の約4分の3の児童に、過去とくに明らかな非行歴、触法行為がみられなかった。一般に殺人者には初犯者が多いといわれている<sup>4)</sup>が、年少児童においてはこの特徴が明瞭に示されており、非行グループとの交流がうすく、高度の非行性がみられる児童はきわめて少なかった。今回の事例においても、高次非行性と人を死に至らしめる行為とが結びついていると思われるものはみられたが、この点については、今後の研究の中でふれることとし、ここでは、全般的に年少児童によってなされた他人を死に至らしめる行為の背景として指摘される環境因、個体因について検討を加える。

まず第一に、家庭環境とりわけ家族内人間関係の問題を指摘しなければならない。今回の調査では、事件発生時約3分の1の児童が片親に育てられていた状況がみられ、しかも両親がそろっていても実父母に育てられていた児童は22例中12例(54.5%)に過ぎなかった。また家族の経済状況が不安定な事例が半数を超えている。このような背景とも関連しているが、家族関係に問題がみられなかった事例は、わずか3例(13.6%)である。両親のそろっている家庭では半数以上に家族内不和がみられ、片親の家庭においても、両親の不和による別居・離婚が明らかに原因となっているものは7例中5例(71.4%)にみられ、家族内不和とくに両親間の不和は、これら児童の生育上看過できぬ背景として存在していたように思われる。また、全体的に親(とくに父親)が無力であったり、児童に対する父、母親やきょうだいの無視、放任、冷酷、拒否などがみられる児童が3分の1前後みられた。

このような特殊な事件を生じた事例であるがための、児童相談過程における家族診断、判定上のバイアスについても若干考慮する必要があるにしても、このような家庭環境に関する結果は、事件の背景、動機づけなどと何らかの結びつきのあることを示唆するものである。

次に、児童の発育・発達上の問題、医学的、心理学的特徴についてみると、生育歴及び判定の時点において、明らかな発育・発達上の問題がみられた児童は7例(31.8%)、知能に問題がみられた児童は2例(9.1%)精神医

学的に著見のあった児童は4例(18.2%)であった。過去の研究と比較しても予測以上に低い割合であった。今後、臨床的な検討を加えることによってこの点をより解明する必要がある。

しかし、今回の調査においても心理学的にみた適応性や性状でみると、自我の未成熟、自我統制力の弱さ、欲求不満や劣等感情の強さなどが比較的多く指摘されており、これらは事件とのかかわりからみた判定所見であることを考慮しても、行動特性として無視できぬ要素であると考えられた。さらに、他の児童との対人関係にみられる社会性の問題が指摘される児童は15例(68.2%)と比較的多く、また学校不適応や学業不振のみられる児童も多くみられた。

以上の傾向は、環境の問題とともに、環境適応上の児童の心理機制についてさらに検討を加えることの必要性を示している。今回の調査では、事件の背景となるこれらさまざまな条件と心理ダイナミックスとの関係を明らかにすることは不可能であるが、これらについては今後の事例・臨床的研究課題としてとらえていきたい。

### 4. 児童相談所における処置(措置)と予後

このような特殊な事件によって通告を受けた場合、児童相談所では児童を一時保護する例が多く、今回の調査をみても、15例(68.2%)が一時保護されている。警察からの通告の内容は、事件そのものに焦点をあてていることは言うまでもないが、児童相談所では児童の行為に焦点をあてるよりも、児童の性状や家庭・社会環境を把握し、とくに今後の児童の生活指導や行動の改善、適応の援助並びに家庭環境の改善、適応の援助をはかることを重視した処遇方針をたてている。具体的な処置としては、教護院入所が最も多く約半数を占め、次いで児童福祉司指導、面接指導などの在宅指導が4分の1を超えており、家庭裁判所への送致事例よりも多くなっている。

今回の対象となった22例について、その福祉的処遇の予後をみると、良好が15例(68.2%)、不良が3例(13.6%)、不明が4例(18.2%)であり、殺人、殺人未遂、傷害致死を問われた年少児童の処遇の予後は良好な経過をたどる例が多いことが示されている。予後不良の事例は、家庭裁判所に送致され、審判の結果少年院に送致されたもの、及び教護院での処遇で終了せず、家庭裁判所を経て少年院に送致されたものであり、高次非行性と殺人とが結びついている事例であった。一方、傷害致死の事例はすべて予後良好であり、人を死に至らしめた行為ではあったが、内容を検討すると非行児童という一般的理解のみでは不十分であると思われる事例が多く含まれていた。

これまでに見てきた環境的背景や児童の心理的ダイナミックスとあわせて考えると、低年齢児童はいうまでもなく、12、13歳の児童に対しても、その行為が特異なものであっても基本的には福祉的処遇とりわけ環境改善を重視した処遇の意義が大きいことがあらためて確認された。しかし、12、13歳の児童における非行性の程度と被害行為の傾向については、14歳以上の児童にみられる諸傾向と重複すると考えられる兆候が含まれており、このことは福祉的処遇をはかる際にも考慮する必要があると思われた。

##### 5 事件の関係者への影響

今回の調査によって統計的に示されたものではないが、調査の内容を通じてとくに考慮すべきことがいくつ指摘される。そのひとつは、攻撃行為の結果人を死に至らしめた事実が、本人は言うまでもなく家族をも大きな動揺や混乱にまきこんでいることである。その事件を機に、親の本児童に対するそれまでの無視、放任などの態度を改め、家庭環境が著しく改善された事例もみられるが、調査内容からは、その事件を機に、親同志が別居、離婚へとすすんだ事例や、事件後転居する事例が比較的多いように思われた。

つぎに、これらの事件が生じた結果、被害者への同情とともに、加害者やその家族に対する近隣、地域社会、マスコミの感情的発言・行動が、児童の福祉的処遇に微妙な影響を与えていることである。今回の結果は加害児童の福祉をはかるとともに、これら関係者との調整をはかりつつ冷静で適切な処遇を決定し、それを実行することの難しさを教えている。

なお、今回の調査結果からも、実父や叔父を殺害した事例に関しては、その行為に走りざるを得なかった事情をくんだ地元の住民や関係者から嘆願書が提出されたり、加害児への同情的助言がみられた。

本研究をすすめるにあたり、全国の児童相談所からご協力をいただきました。とくに該当事例について報告をいただいた児童相談所各位に対し、そのご尽力に深甚の謝意を表します。

##### 文 献

- (1) Podolsky, E. "Children Who Kill" 「犯罪学雑誌」 Vol. 30, No. 2, 1964
- (2) 大塚文雄, 津田清重, 隠岐忠彦, 大塚義孝, 山本昭二郎 「児童殺人の事例研究」 「犯罪学雑誌」 Vol. 29, No. 1, 1963
- (3) 藤川達明 「少年殺人犯の精神医学的犯罪生物学的研究」 北野病院紀要 Vol. 5, No. 2, 1960
- (4) 岡崎文規 「少年の殺人事件」 法律時報 Vol. 33, 1961
- (5) 岡崎文規 「殺人の研究」 日本評論新社, 1963
- (6) 西塚百合子 「女子少年における殺人の研究」 矯正医学, Vol. 9, No. 2, 1960
- (7) 犬塚石夫 「殺人犯」 (安香宏, 麦島文夫編 「犯罪心理学」 有斐閣 1975
- (8) Adams, K. A. "The child who murders: A review of theory and research" Criminal Justice & Behavior, Vol. 1, No. 1, p. 51~61, 1974
- (9) King, C. H. "The ego and the integration of violence in homicidal youth" American J. of Orthopsychiatry Vol. 45, No. 1, p. 134~145, 1975
- (10) 赤塚行雄 「青少年非行・犯罪史資料(1)」 星雲社, 1982